

別記第2号様式（結果の公表）

『鴨川市空家等対策計画（案）』に対する意見募集結果をお知らせします。

鴨川市空家等対策計画（案）について、みなさまからご意見を募集しました結果は以下のとおりでした。これらの意見を参考とさせていただき、鴨川市空家等対策計画を策定いたしました。 貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。
【策定した政策の名称】 鴨川市空家等対策計画（案）
【政策等の案を公表した日】 令和3年2月18日（木）
【意見募集期間】 令和3年2月18日（木）から同年3月19日（金）まで
【意見の提出状況】 1 意見提出者 1人 2 延べ意見数 1件 3 意見提出方法 窓口への提出0件、郵便0件、ファクシミリ0件、電子メール1件
【実施担当課／問い合わせ先】 鴨川市建設経済部都市建設課 都市整備係 電話番号 04-7093-7835
【お知らせ】 このたび策定した「鴨川市空家等対策計画」及び関係資料については、市ホームページのほか、次の場所で閲覧することができます。 鴨川市役所2階 都市建設課 鴨川市役所1階 市政情報コーナー

鴨川市空家等対策計画（案）に係るパブリックコメント実施結果

鴨川市空家等対策計画（案）を公表し、それに対する市民の皆様からのご意見を募集するパブリックコメントを実施したところ、以下のとおり貴重なご意見を頂きました。

寄せられたご意見の内容と、それに対する市の考え方等をお示しします。

【パブリックコメント手続実施結果】

1 案件名

鴨川市空家等対策計画（案）

2 募集期間

令和3年2月18日（木）～同年3月19日（金）

3 募集方法

市ホームページ、都市建設課、市政情報コーナーにおいて「鴨川市空家等対策計画（案）」及び「（参考資料）鴨川市空家等対策計画（案）概要版」を公表し、意見を募集しました。

4 意見の提出件数 1件（意見提出者 1名）

5 意見の概要と市の考え方

その他の意見

意見の概要	市の考え方
この計画案について、特に申し上げる事として危険な空き家についての市の把握状況をお答えいただきたいです。 毎年 小学校では、子供たちが通学路の危険な場所について学習の一環で調べています。そして学校の共有情報としてプリントで配布されます。 毎年上がっているのが、新町通りの空き店舗、2階の破損部分からの落下物があった場合に通っていると危険と子供たちは思っています。 都市建設課のコーンも立てられています。が、毎年ひどくなっています。 毎日の通学路に危険空き家が放置されていることを子供たちも知っています。	本市では、空家等の実態を把握するため現地調査を行い、その結果を本計画（案）の17～22ページに掲載しております。 現地調査の結果、「空家等と推定される建物」について不良度判定を行い、倒壊の可能性があるなど、管理不全な空家等として99件を把握しております。 これらの空家等については、本計画（案）の38ページ図-30のフローに従い、段階を踏んで命令し、命令した内容等を公表します。 提出頂きましたご意見については、今後、このような特定空家等に対する措置の実施に際し、参考にさせていただきます。

市として、子供たちの通学の安全安心を保護者や子供たちにきちんと示していただきたいと思います。

そのほかにも駅前通りの空き店舗（２カ所）についても、通学路としている児童生徒がおります。高校の生徒も通学路として使います。

危険性をきちんと市民に示して、所有者への解体要望、行政代執行など適切な措置をしていただきたいと思います。